

2012年3月吉日

お客様各位

## 東電放射能汚染賠償請求セミナーレポート

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

平成24年3月21日に開催されました、日本中古車輸出協同組合(JUMVEA)・日刊自動車新聞社主催の東電放射能汚染賠償請求セミナーレポートです。東京電力社員(4名)が参加して質問等に直接回答していました。

### ①賠償範囲は？(平成24年3月21日現在)

- A) 放射能検査料金
- B) 放射能洗浄料金・追加陸送料金
- C) 販売後車輛の転売損金  
(FOB取引の場合: FOB金額-売却金額-通関手数料=逸失利益)
- D) 在庫車輛の国内での売却損金(検討開始)(証明が出来れば可能との見解)

### ②前提として

- A) 輸出を前提としている車輛である証明が必要。(保税ヤード搬入で可能との見解)
- B) 基本的に他社から請求された請求書等の書面が必要。
- C) 洗浄料金請求には、検査結果証明書が必要。  
(検査会社・車台番号・数値・乙仲名があればリストで代用可能)

### ③請求方法は？

- A) 資料請求 TEL: 0120-926-404 (東京電力株式会社 福島原子力補償相談室)
- B) 請求者登録 (1回目のみ)
- C) 請求対象期間を決める (3ヶ月以上12ヶ月以内)
- D) 「賠償金 ご請求書」の記入
- E) 検査料金請求書
- F) 洗浄料金請求書 (0.3mCv以上で洗浄した場合)
- G) 追加陸送料金請求書 (0.3mCv以上で追加に請求された場合)
- H) エクセルシート等でまとめた資料 (必須ではないがあれば便利)
- I) 海外販売先へのインボイス (逸失利益請求の場合)
- J) オークション計算書 (逸失利益請求の場合)
- K) 保管料、入出庫料 (逸失利益請求の場合)

A~Kの書類を東電に郵送後、東電より「合意書」が届きますので、署名・捺印し東電へ返送して下さい。約1週間後に請求者登録をした銀行口座に着金となる流れです。

詳しいお問い合わせは、各営業担当までお願いします。

株式会社 AUTOHUB  
(大阪) TEL : 0725-23-8720 FAX:0725-23-8721  
MAIL:welcome@autohub.co.jp  
(名古屋)TEL : 052-950-3380 FAX:052-950-3393  
MAIL:nagoya@autohub.co.jp